特別区財政の現状と課題

令和2年11月

特別区長会事務局

はじめに

令和2年9月2日、令和元年度の特別区普通会計決算の概要が公表されました。

令和元年度の決算では、歳出における義務的経費は、保育所運営費の増など扶助費の増加や、地方債の繰上償還など公債費の増加により、前年度から約767億円、4.2%の増となり、依然として高い水準で推移しています。一方、歳入では、特別区税の約9割を占める特別区民税が前年度から約392億円、3.9%の増となったこと、調整三税のうち固定資産税及び市町村民税法人分の増収に伴い特別区財政調整交付金が約311億円、2.9%の増となったことなどにより、一般財源総額は3.2%の増となりました。その結果、経常収支比率は、5年連続で70%台となっています。

我が国の経済は、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、今後の動向を注視する必要があり予断を許しません。そのような中、特別区の財政運営はこれまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、より厳しい状況にさらされることとなります。

特別区は、人口減少社会を間近に控え、少子高齢化対策が喫緊の課題となっている中、近年、危険性が増している大規模水害や今後30年以内に高い確率で発生するとされている首都直下地震への備え、今後一斉に老朽化が見込まれるインフラへの対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期への対応や児童相談所の設置促進など、取り組むべき喫緊の課題は山積しており、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっています。

特別区が将来にわたって区民の負託に応えていくためには、より一層の行財政改革に努め、計画性、持続性のある財政基盤を確立し、区民サービスの向上を図るとともに、持続可能な財政運営が求められています。

本冊子は、主に普通会計決算に基づいて特別区総体の現状を把握し、「特別区が抱える財政上の課題」を考えるための素材を取りまとめたものです。

財政状況の異なる特別区を合計した姿が、そのまま個々の区の財政状況を表すものではありませんが、今後の各区の財政運営や地方財政をめぐる議論の参考としていただければ幸いです。

目 次

第 1	章 特別区の決算状況と課題	- 1
1.	区税収入の推移	- 2
2.	歳入構成の推移	- 3
3.	性質別歳出の推移	- 4
4.	実質的な義務的経費に要する一般財源負担額の推移	- 5
5.	実質収支比率、経常収支比率の推移	- 6
6.	法人税収の影響	- 7
7.	積立基金の推移	- 8
8.	特別区債残高と基金残高の推移	- 9
9.	不合理な税制改正による影響	10
第2	: 2章 財政健全化の取組み状況	- 11
1.	職員数の削減	- 12
2.	職員数の削減による効果	- 13
3.	区税徴収率	- 14
4.	健全化判断比率の状況	- 15
第3	3章 特別区の財政負担状況	- 17
1.	扶助費と他会計繰出金の増加	- 18
2.	更新時期を迎える公共施設と改築経費	- 19
3.	退職手当の経費	- 20
第4	- 章 特別区を取り巻く現状	- 21
1.	人口推移の状況	- 22
2.	企業集中及び流入人口の状況	- 23
3.	地価や消費者物価の状況	- 24
4.	生活保護の状況	- 24
5.	介護保険要介護認定者の状況	- 25
6.	待機児童の状況	- 25

- ※ 本冊子において、表及びグラフに用いられている数値は、主に普通会計 ベースによるものである。
- ※ 普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析 等に用いられる統計上、観念上の会計であり、総務省の定める基準をも って、各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。
- ※ 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計が一致しない場合がある。

第1章 特別区の決算状況と課題

〇 令和元年度普通会計決算の各種財政指標の状況を見ると、実質収支比率は 適正範囲とされる 3~5%を若干上回り、財政構造の弾力性を示す経常収支比 率は前年度とほぼ横ばいの 70%台となった。また、資金繰りの程度を示す実 質公債費比率は近年の景気回復傾向を受け、改善傾向となった。

<財政指標の推移>

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
実質収支比率	5. 1 (5. 2)	5. 9	5. 7	5. 7	5. 0	6. 1	5. 2	5. 4
経常収支比率	85. 8 (85. 8)	82.8	80. 7	77.8	79. 3	79.8	79. 1	79. 2
実質公債費比率	-0.7	-1. 3	-1.8	-2.3	-2.8	-3. 2	-3. 4	-3.5

(単位:%)

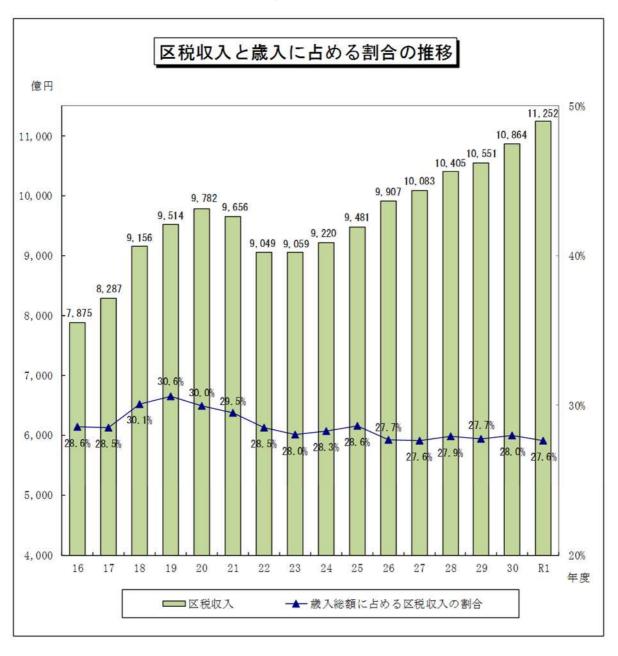
注)・各比率は、全特別区の加重平均である。

[・]経常収支比率の()書きは、減収補填債及び臨時財政対策債の発行額を分母に加えない率である。 なお、平成25年度から、臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直しにより、特別区において、発行可能額が 皆減となっており、また減収補填債(特例分)の発行実績がないことから、平成25年度以降()書きは計上し ない。

1. 区税収入の推移

区税収入は、納税義務者数の増加により、9年連続で増となった。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした様々な懸念材料を抱 えており、予断を許さない状況にある。

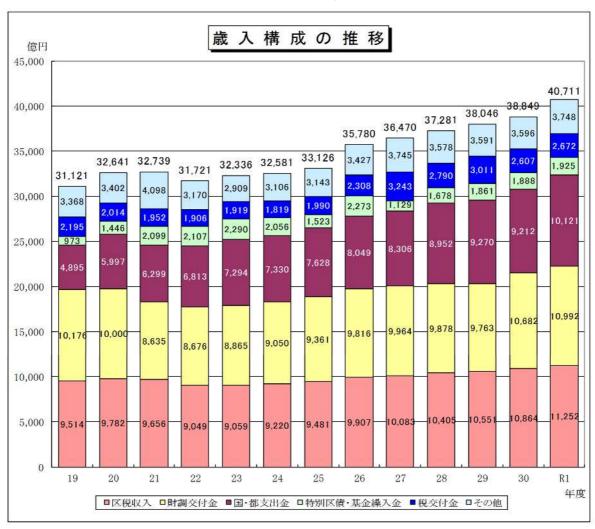
- 区税収入は、特別区税の約 9 割を占める特別区民税が、納税義務者数の増加により、前年度から約 392 億円、3.9%の増となったことなどにより、全体で約 388 億円、3.6%の増となった。
- 区税は歳入の約3割を占める基幹収入であるが、景気の影響を受けやすい。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれるため、税収の動向は予断を許さない状況にある。



2. 歳入構成の推移

歳入構成は、歳入の柱である区税収入が9年連続、特別区財政調整交付金が2年連続の増となり、歳入総額は9年連続で増となった。しかし、特別区は景気変動の波を受けやすい歳入構造となっており、将来を見据えた持続可能な財政運営が求められる。

- 区税収入は、特別区民税が 3.9%の増となり、区税全体でも 3.6%の増となった。
- 特別区財政調整交付金は、固定資産税及び市町村民税法人分の増収の影響により、2年連続の増となった。
- しかし、特別区の歳入構造は景気変動の波を受けやすいことから、令和 2 年度 以降、特別区民税の減収や特別区財政調整交付金の減少が懸念されるため、将来 を見据えた持続可能な財政運営が求められる。

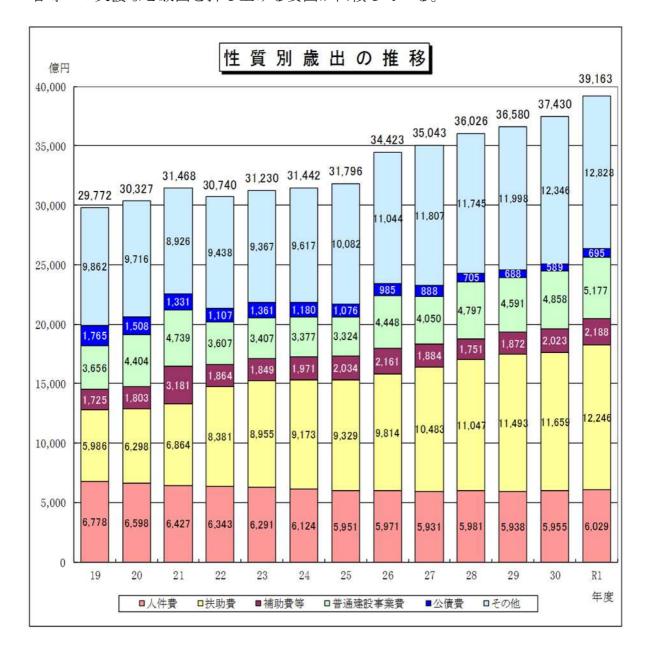


(注) 「その他」には、使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金、財産収入、繰越金、諸収入が含まれる。

3. 性質別歳出の推移

歳出総額は、扶助費等の増により 9 年連続の増となり、今後も歳出を押し上 げる要因が山積している。

- 扶助費は、少子高齢化対策費の増加等により、年々増加する傾向にある。
- 人件費は、退職者数の増加に伴い退職手当が増となったことなどにより、1.2% の増となった。
- 公債費は、地方債の繰上償還などにより 18.0%の増と、8年ぶりに増加した。
- 今後も少子高齢化対策費や医療・介護関係経費の増加、首都直下地震への備え、 公共施設の更新等に加え、新型コロナウイルス感染症対策経費や医療機関、事業 者等への支援など歳出を押し上げる要因が山積している。

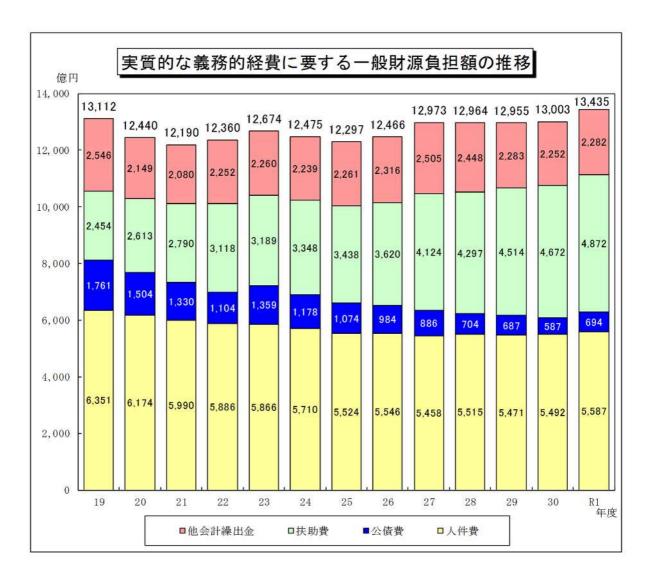


(注) 補助費等は、平成21年度に限り実施された定額給付金事業により急激に増減している。

4. 実質的な義務的経費に要する一般財源負担額の推移

扶助費や人件費が増加を続けており、実質的な義務的経費に要する一般財源 負担は、ここ2年増加傾向にある。

- 義務的経費とされる人件費、公債費、扶助費に医療・介護保険への公費負担を加えた実質的な義務的経費について、一般財源による負担の状況を見ると、ここ2年増加傾向で、1.3兆円規模になっており、全体として高い水準が続いている。
- これは、待機児童対策に係る児童福祉費などの扶助費や、退職者数の増加による退職手当などの人件費が増加しているためである。
- 社会保障関係経費については、今後も増加が見込まれることから、特別区の財 政運営を更に圧迫することが予測される。



(注) 他会計繰出金・・・国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計(平成22年度で会計廃止)、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計(保険事業勘定)への繰出金

5. 実質収支比率、経常収支比率の推移

実質収支比率は 0.2 ポイント増の 5.4%となり、適正範囲とされる 3%~5% を若干上回った。また、経常収支比率は 0.1 ポイント増の 79.2%となった。

- 財政の健全性を測る指標を見ると、実質収支比率は適正範囲とされる 3%~5% を若干上回り、経常収支比率は、区税や特別区財政調整交付金の増に伴う経常一般財源等の増加により、5年連続で70%台となり、ほぼ横ばいとなった。
- 経常収支比率については、概ね適正な水準とされる範囲内にあるものの、特別 区の財政は、地方交付税が交付されず、特別区民税・特別区財政調整交付金を基 幹収入としていることから、景気動向が歳入に及ぼす影響が非常に大きい。景気 後退期には、経常収支比率が全国都市と比べて急激に悪化する傾向もあり、予断 を許さない状況にある。



(参考) ・実質収支比率=実質収支/標準財政規模×100

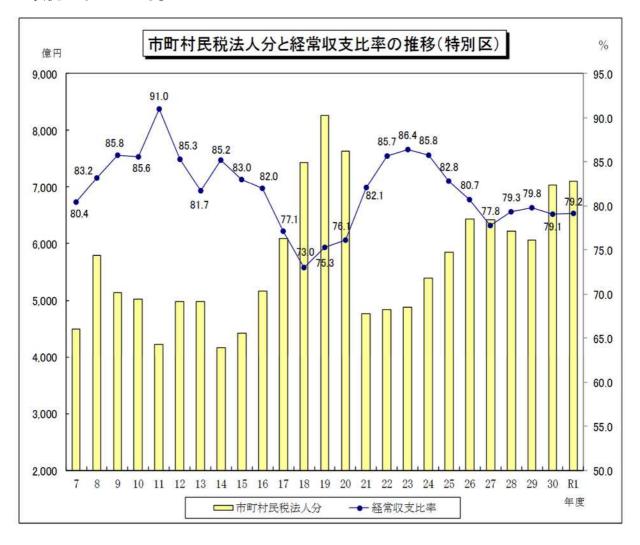
・実質収支比率は、概ね3~5%程度の黒字が適正水準とされる。



- (注)「全国都市」とは、政令指定都市、中核市、特例市(平成27年度以降は施行時特例市)及び特別区を除く市をいう。
- (参考)経常収支比率=経常経費充当一般財源等/経常一般財源等×100 経常収支比率は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

特別区の財政は、法人税収の変動の影響を受けやすい。経常収支比率は 5 年連続で 70%台となったが、更なる市町村民税法人分の一部国税化の影響による減収も見込まれることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退など、今後も様々な懸念材料を抱えている。

- 特別区財政調整交付金の原資の一つである市町村民税法人分と経常収支比率の 関係を見ると、概ね市町村民税法人分が増えると経常収支比率が下がり、反対に 当該税収が減ると比率が上がっていることが分かる。
- 経常収支比率は、平成 21 年度に、景気低迷の影響などで市町村民税法人分が大きく落ち込み、急激に悪化した。令和元年度の景気は緩やかに回復し、固定資産税及び市町村民税法人分が増収となったものの、扶助費などの増により、経常収支比率は前年度比でほぼ横ばいとなっている。
- 令和 2 年度以降は、市町村民税法人分の一部国税化の影響が表出することに加 え、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、予断を許さない 状況となっている。

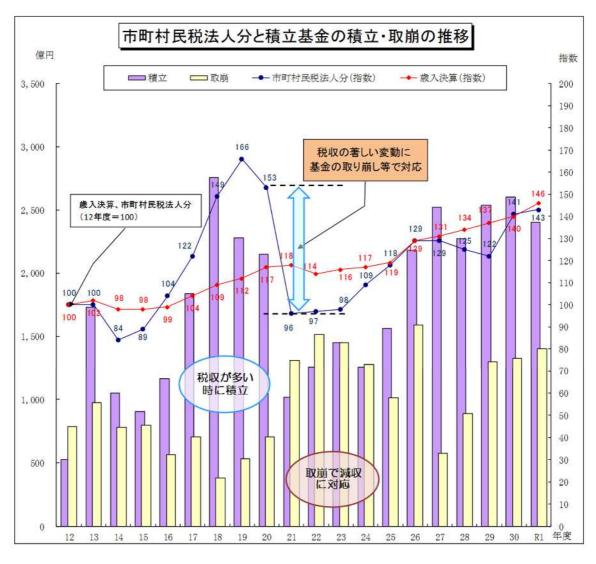


(参考)経常収支比率=経常経費充当一般財源等/経常一般財源等×100 経常収支比率は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

7. 積立基金の推移

特別区は、景気変動に対処するため積極的に基金を活用している。令和元年度の基金は、7年連続で積立額が取崩額を上回ったものの、国による地方税の不合理な税制改正の影響が大きくなる中、今後の景気の状況によっては、大きく取り崩さなければならない状況も想定される。

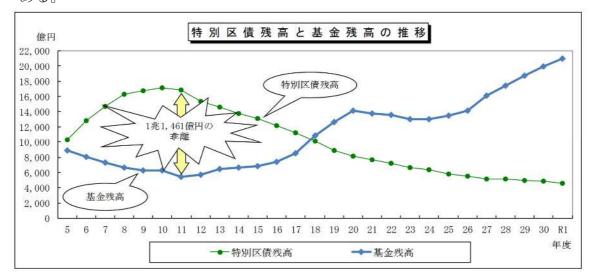
- 特別区は地方交付税が交付されていないことから、景気の変動には基金の活用などにより、自らの財源を調整して対応しなければならない。景気変動がある中でも、必要な区民サービスを安定的に提供するため、税収が伸びている時には適切に基金への積立てを行い、減収時には基金を取り崩して対応を行うなど、年度間の財源調整を図っている。
- 令和元年度は、区税収入の増などの影響により、積立額が取崩額を上回った。 一方で、令和 2 年度以降は、ふるさと納税や市町村民税法人分の国税化の更なる 拡大など不合理な税制改正の影響が大きくなることに加え、今後の新型コロナウ イルス感染症の影響による大幅な減収を考慮すると、大きく取り崩さなければな らない状況も想定される。



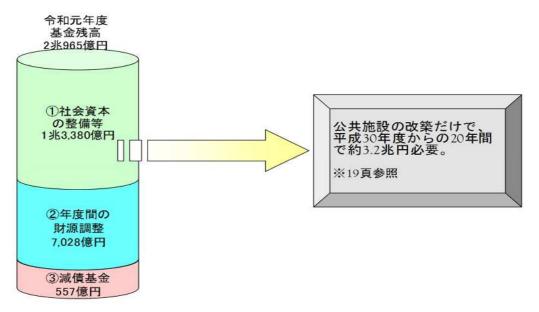
8. 特別区債残高と基金残高の推移

特別区債残高は、平成 11 年度以降、減少を続けており、一方で基金残高は 7年連続で増加した。しかし、景気に左右されやすい特別区の財政構造や、今後想定される膨大な財政需要を勘案すると、決して財政余力があるとは言えない状況にある。

- 特別区債残高は、適切な起債計画や着実な償還などにより年々減少している。
- 基金残高は、平成 21 年度以降、景気低迷の影響を受け、深刻な財源不足に陥ったことから、基金の取崩が積立を上回る状況が続いていたが、歳入環境が改善したことにより、7年連続の増加となった。
- 現在、基金残高が特別区債残高を上回っているものの、首都直下地震等に備えた防災・減災対策や公共施設の大量更新などの膨大な財政需要や景気変動の波を受けやすい歳入構造などを考慮すると、今後も区債・基金の適正な運用が必要である。



○ 基金は、社会資本の整備や年度間の財源調整等の財政需要に充てられる。



9. 不合理な税制改正による影響

不合理な税制改正によって特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、行 政サービスの質が低下しかねない状況となっている。

- 「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、法人住民税の一部国税化 や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、 特別区の貴重な税源は一方的に奪われている。
- こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は2,500億円に迫る勢いであり、特別区における人口70万人程度の財政規模に相当する。
- 地方消費税の増税により収入増となる一方、これまでの不合理な税制改正により、トータルでは減収となり、増大する行政需要に対し、行政経費に必要な財源が不足することになり、行政サービスの質が低下しかねない状況となっている。

① 法人住民税の一部国税化による特別区の減収

(単位:億円)

		令和元年度	令和2年度	平年度
法人住民税法人税割の交付税原資化		△ 759	△ 1,332	△ 1,842
法人事業税交付金の創設		0	238	383
	合計	△ 759	△ 1,094	△ 1,459

② 消費税の清算基準の見直しによる特別区の減収

	令和元年度	令和2年度	平年度
清算基準の見直し(29年度改正)	△ 66	△ 100	△ 94
清算基準の抜本的な見直し (30年度改正)	△ 356	△ 506	△ 496
合計	△ 422	△ 606	△ 590

③ ふるさと納税の影響による特別区の減収

	令和2年度
特別区民税の減収	△ 424

④ 影響額の合計

	令和元年度	令和2年度	平年度
法人住民税の一部国税化による減収	△ 759	△ 1,094	△ 1,459
消費税の清算基準の見直しによる減収	△ 422	△ 606	△ 590
ふるさと納税の影響による減収		△ 424	
合計	△ 1,605	△ 2,124	△ 2,473

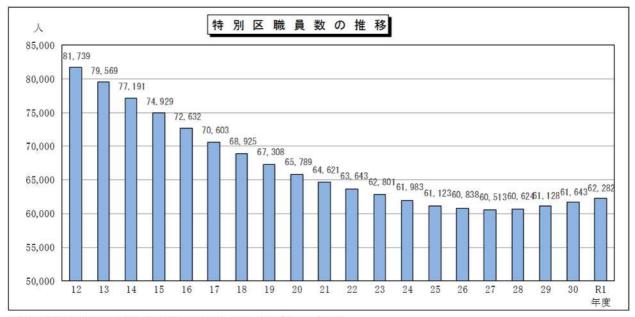
第2章 財政健全化の取組み状況

○ 特別区は、限られた財源の中で膨大な行政需要に対応するため、職員数の削減など、積極的に行財政改革に取り組んでいる。

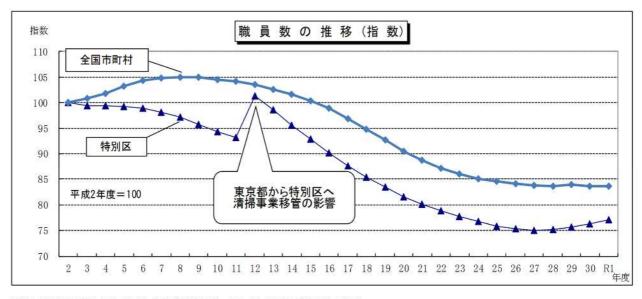
1. 職員数の削減

特別区は、全国市町村を上回るペースで職員数の削減を進めてきている。

○ 特別区の職員数は、平成 12 年度の清掃事業移管(7,826 人)に伴い、一旦増加したものの、平成 15 年度には清掃事業移管前の規模を下回った。近年は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備、待機児童対策、児童相談所開設準備などの行政需要に対応するため、微増となっているが、削減率は全国市町村を大きく上回っている。



※職員数は地方公共団体定員管理調査による(教育長を含む)。

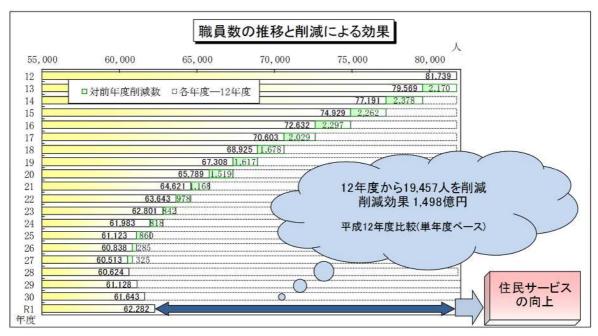


※全国市町村は地方公共団体定員管理調査による全国市町村職員数の総数。 但し、平成29年度に道府県から政令指定都市に移譲された県費負担教職員数は除いている。

2. 職員数の削減による効果

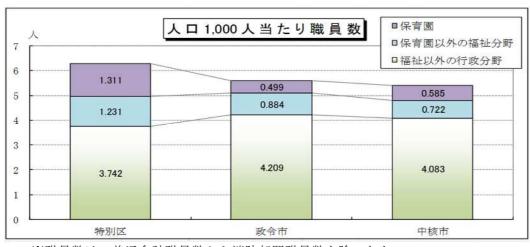
特別区は、職員数の削減により捻出した財源を、住民サービスの維持・向上に活用している。

○ 特別区は、職員数の削減によって得られた行革効果を喫緊の課題である少子高齢化対策に振り向けるとともに、住民サービスの維持・向上を図っている。



※削減効果は、平成 12 年度からの職員削減数の合計 19,457 人に、令和元年度都区財政調整における標準給与額(標準給:7,696,504円)を乗じて算出

○ 特別区は、事務能率の向上を図り職員数の削減を進める一方、大都市需要として特に区民ニーズの高い、保育園などの子育て支援や高齢社会対応等の福祉分野においては、需要に対応するための人員を確保している。

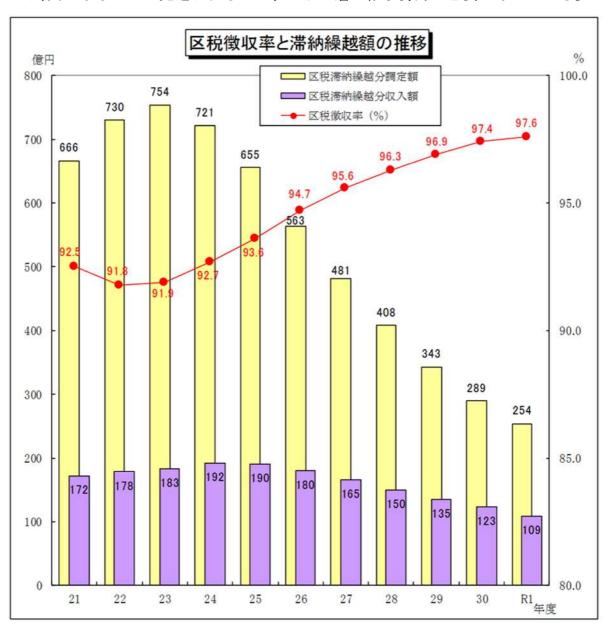


- ※職員数は、普通会計職員数から消防部門職員数を除いたもの。
- ※職員数(平成31年4月1日時点)、人口(平成31年1月1日時点)
- ※政令市の福祉以外の行政分野は、平成29年度に道府県から政令指定都市に移譲された県費負担 教職員数は除いている。

3. 区税徴収率

区税徴収率は、各区の収納強化策が奏功し、9年連続で上昇した。また、累積 滞納額は減少を続けている。

- 各区では、差し押さえの強化や徴収嘱託員の活用、コンビニエンスストア収納、 クレジットカードによる収納、インターネット公売など、区税の収納強化に努め ている。
- そのため、区税の徴収率は 9 年連続で上昇した。また、累積滞納額は減少傾向 にある。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、今後、区税徴収は厳しい局面となることが見込まれるため、より一層の徴収努力が必要となっている。



4. 健全化判断比率の状況

令和元年度決算(速報)に基づく特別区の指標は、全てにおいて早期健全化 基準に該当がない結果となった。

各指標を継続的に分析し、財政の健全性の一つの目安として、引き続き健全 化に取り組む必要がある。

- 平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平 成 19 年度決算から財政指標(健全化判断比率及び資金不足比率)の議会報告及び 公表が義務付けられることとなった。
- 令和元年度決算(速報)において、下記の「一覧表」のとおり、特別区はいず れも健全化判断比率が早期健全化基準を下回っており、健全な状態である。しか し、基準を下回れば直ちに問題がないとするのではなく、各指標を財政の健全性 の一つの目安として、各指標の算定要素についても個別に着目し、分析を行い、 引き続き健全化に取り組むことが求められている。

健全化判断比率一覧表

区 名	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比 率
千代田	- (11.65)	- (16.65)	0.0	
中 央	- (11.25)	- (16.25)	△ 0.1	*
港	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.8	20
新宿	- (11.25)	- (16. 25)	△ 3.7	=0
文 京	- (11.25)	- (16. 25)	△ 4.5	H):
台 東	- (11.25)	- (16. 25)	△ 2.4	=
墨田	- (11.25)	- (16. 25)	△ 1.2	
江 東	- (11.25)	- (16. 25)	△ 4.0	23
品川	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.5	= =
目 黒	- (11.25)	- (16. 25)	△ 4.0	-
大 田	- (11.25)	- (16. 25)	△ 4.0	20
世田谷	- (11.25)	- (16. 25)	△ 4.5	=
渋 谷	- (11.25)	- (16. 25)	△ 3.8	21
中野	- (11.25)	- (16. 25)	△ 2.8	-
杉並	- (11.25)	- (16. 25)	△ 6.0	
豊島	- (11.25)	- (16. 25)	△ 1.8	21
北	- (11.25)	- (16. 25)	△ 3.2	= =
荒川	- (11.25)	- (16. 25)	0.0	=:
板 橋	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.6	20
練馬	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.6	-
足 立	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.4	
葛 飾	- (11.25)	- (16. 25)	△ 1.8	E0
江戸川	- (11.25)	- (16.25)	△ 5.6	:
23区平均		100	△ 3.5	21

11.25% 16.25% 早期健全 5 25% 350% 化基準 20.00% 15.00%

【用語の定義】

〇実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団 体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、 財政運営の悪化の度合いを示すもの

〇連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方 公共団体全体としての赤字の程度を指標化 し、地方公共団体全体としての財政運営の 悪化の度合いを示すもの

〇実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる 額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示 すもの

〇将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方 債)や将来支払っていく可能性のある負担等 の現時点での残高を指標化し、将来財政を 圧迫する可能性の度合いを示すもの 将来負担額からは基金等の特定財源が控 除されるため、基金の積立が多い場合など は将来負担が算定されない

〇早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが基準以上 となった場合、議会の議決を経て、早期健全 化計画を定めることが必要となる数値

※総務省 令和2年9月30日「令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(速報)」より ※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は、「一」と表記している。

^{※()}内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。

_	16	_
	1 ()	

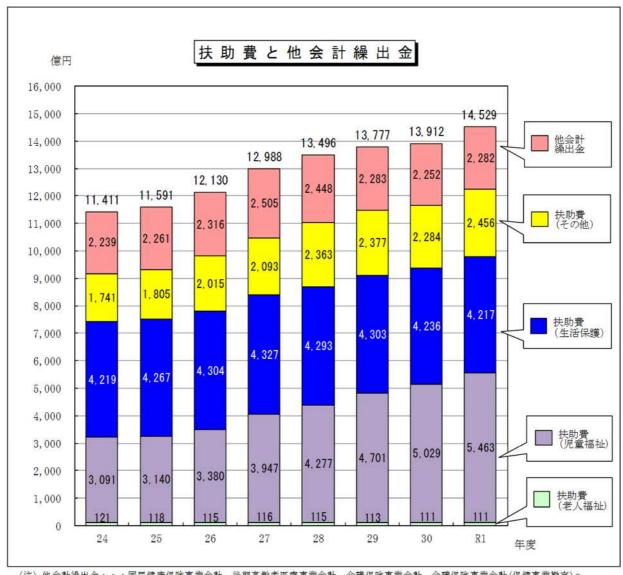
第3章 特別区の財政負担状況

○ 特別区は、引き続き扶助費が増加するとともに、大量の公共施設の更新需要など、今後財政負担の増大が想定されることから、より一層の効率化と財源確保が求められる。

1. 扶助費と他会計繰出金の増加

扶助費の総額は、年々増加しており、財政圧迫の要因となっている。また、 実質的な義務的経費である医療・介護保険制度への繰出金も特別区財政圧迫の 要因の一つとなっている。

- 社会保障制度の一環として支出される扶助費は、保育施設運営費の増を中心に、 引き続き高水準で推移している。
- 他会計繰出金は、制度改革や被保険者数の減、法定外繰入金の縮減の取組みにより国民健康保険事業会計への繰出金が減となる一方、高齢化に伴う要介護者数の増などにより介護保険事業会計への繰出金が増となったことで、前年度比で増となっており、今後の高齢化等の社会情勢を鑑みると引き続き増加することが見込まれる。
- 急激な高齢化の進行も相まって、扶助費や医療・介護関係経費の増加が特別区 財政をさらに圧迫していくことが懸念される。

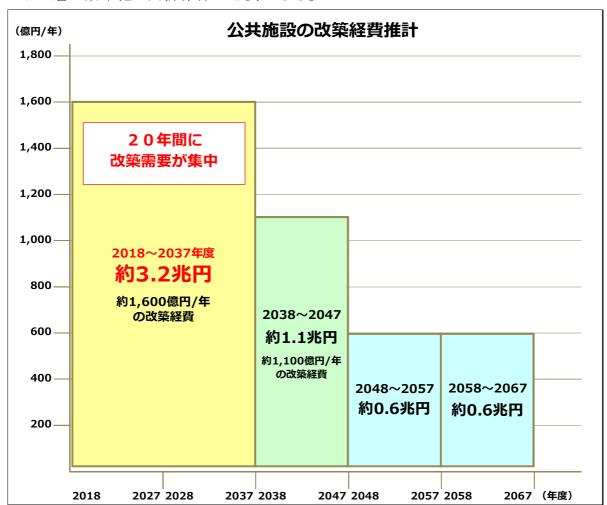


(注) 他会計繰出金・・・国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、介護保険事業会計(保健事業勘定)へ の繰出金

2. 更新時期を迎える公共施設と改築経費

特別区が保有する公共施設の多くが更新時期を迎えており、その改築・改修等に伴う経費の増加が特別区財政を圧迫する恐れがある。

- 平成 30 年 3 月現在、特別区の保有する公共施設の総床面積は、義務教育関係施設 (小・中学校) で 7,841,587 ㎡ (3,489 施設)、本庁舎、福祉関係施設、図書館等の公共施設で 8,418,791 ㎡ (10,645 施設)となっている。
- 2037 年までに築 50 年を迎える施設は、小・中学校で約 2,668 施設 5,855,866 ㎡ (全体の約 75%)、本庁舎等は約 4,925 施設 3,663,361 ㎡ (全体の約 44%)であり、その改築に要する経費は、合わせて約 3 兆 2,000 億円と見込まれる。
- 特別区の財政運営は、この膨大な改築需要に備えるため、後年度を見通した、 より一層の効率化と財源確保が必要となる。

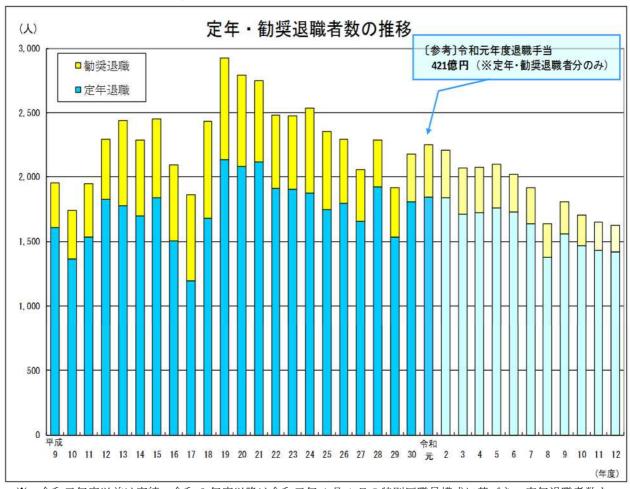


- ※1 改築経費は、「特別区保有施設等に関する調査(平成30年度実施)」の調査時点における施設延床面積に、平成30年度都区財政調整における単価を乗じて算出した事業費ベース。(国・都支出金等は控除していない。)
- ※2 耐用年数は一律50年とし、2017年度以前に築50年を迎えた施設の改築経費は、2018~2037年度の改築 経費に含めている。
- ※3 小・中学校の施設数は、校舎・屋内運動場・プールをそれぞれ1施設としてカウントしている。

3. 退職手当の経費

職員数の削減や退職手当の支給率の改正により人件費を抑制しているが、今後も退職手当は高水準のまま推移することが見込まれる。

○ 各区は、これまで職員数の見直しを着実に実施するとともに、退職手当の支給率の改正により人件費の抑制に努めている。しかし、退職手当については、団塊の世代の退職によるピーク以降、逓減傾向にはあるが、今後も高水準で推移することが見込まれている。



- ※ 令和元年度以前は実績、令和2年度以降は令和元年4月1日の特別区職員構成に基づき、定年退職者数を 見込むとともに、勧奨退職発生率を過去3年の実績により、0.02078として勧奨退職者数を推計した。
- ※ 平成18年度以降は清掃派遣職員の身分切替者を含む。

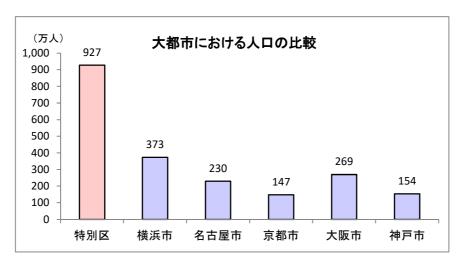
第4章 特別区を取り巻く現状

○ 特別区は、人口や企業の極度の集中などに起因する様々な行政課題を抱えて おり、これらの課題の解決に向けて取り組んでいる。

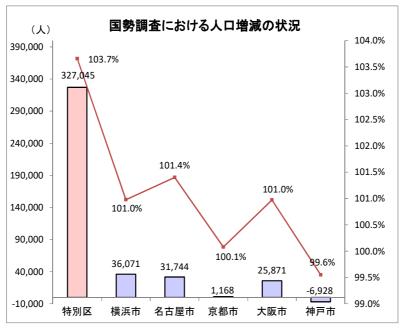
1. 人口推移の状況

他の大都市に比べて人口が大きく増加し、特別区には、より一層人口が集中している状況にある。

- 平成 27 年の国勢調査では、特別区の人口は約 930 万人で、前回の調査時よりも 30 万人以上も増加している。
- 主な大都市と比較しても特別区の人口の増加率は高く、特別区により一層人口 が集中している状況にある。
- なお、住民基本台帳人口移動報告(2019 年結果)によると、特別区は平成 9 年 以降 23 年連続で転入超過となっている。



※平成27年国勢調査

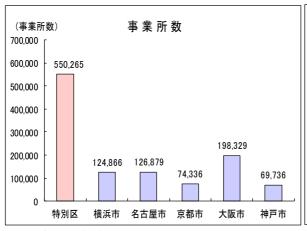


※平成27年国勢調査における平成22年国勢調査時からの人口の増減及び増減率

2. 企業集中及び流入人口の状況

特別区の区域には極度の企業集中がある。そのため、都内だけでなく、周辺の県からも多くの人々が通勤や通学で流入し、昼間人口は 1,200 万人を超えている。

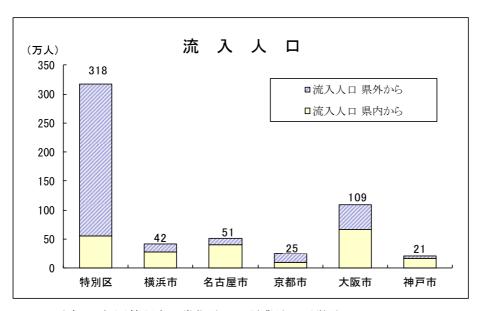
- 特別区の区域には、全国の事業所の約1割に当たる55万を超える事業所があり、 従業者数も750万人を超えるなど、極度に企業が集中している。
- そのため、特別区の区域には、都内だけでなく周辺の県からも含めて 300 万人 を超える人々が通勤・通学で流入し、昼間人口は 1,200 万人を超えている (※平成 27 年国勢調査より)。



※平成28年経済センサス-活動調査



※平成28年経済センサス-活動調査

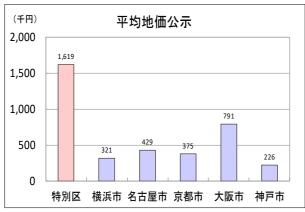


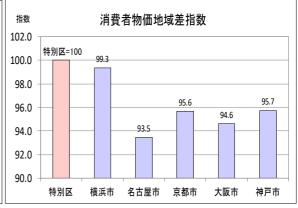
※平成27年国勢調査:常住地又は従業地・通学地による人口

3. 地価や消費者物価の状況

特別区は人口と企業の集中等により、地価や物価が高く、行政経費を引き上げる要因となっている。

- 人口や企業の極度の集中は、地価や物価を引き上げている。
- 地価・物価の高騰は特別区の行政経費を引き上げ、公共施設用地の確保も容易ではない。





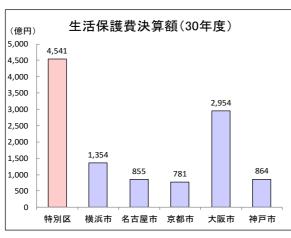
※平成31年地価公示

※令和元年平均消費者物価地域差指数

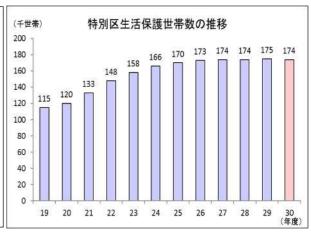
4. 生活保護の状況

生活保護の受給世帯が年々増加していることから、歳出に占める生活保護費の割合は高い状況にあり、財政負担が大きくなっている。

- 特別区における生活保護費の平成 30 年度決算額は約 4,500 億円で、歳出総額 (約3 兆 7,400 億円) の約 12.0%を占める。
- 平成19年度からの11年間で、生活保護世帯数が約5万9千世帯増加し、特別区の財政負担が大きくなっている。



※平成30年度地方財政状況調査

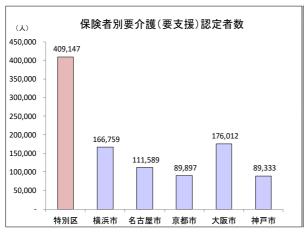


※東京都「福祉·衛生 統計年報」

5. 介護保険要介護認定者の状況

特別区における要介護認定者は 40 万人を超え、今後も要介護認定者数の増加 も見込まれていることから特別区の財政への影響が懸念される。

- 特別区における要介護認定者数は 40 万人を超え、他の大都市地域と比べて突出 している。
- 今後、さらに高齢化が進み、要介護認定者数の増加も見込まれていることから、 介護関係経費の増加による特別区の財政への影響が懸念される。





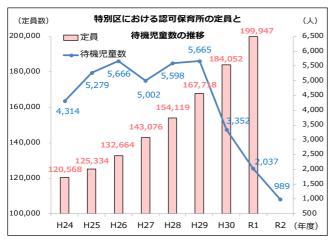
※厚生労働省:介護保険事業状況報告(平成30年度年報)

※住民基本台帳による東京都の世帯と人口(区部)

6. 待機児童の状況

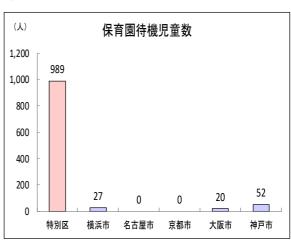
特別区の待機児童数は 900 人を超え、他の大都市地域と比べても突出してお り、待機児童解消に向けて今後も継続した取組みが必要な状況にある。

- 令和2年4月1日現在の特別区の待機児童数は、待機児童解消に向けた取組みの 結果、平成29年度比で4,600人以上減少している。
- 一方、他の自治体の待機児童数と比較すると依然として突出しており、待機児 童解消に向け、引き続き取り組む必要がある。



※東京都「都内の保育サービスの状況について」、「福祉・衛生 統計年報」





※厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ(令和2年4月 1日)」、東京都「都内の保育サービスの状況について」

※令和2年度定員数は未公表(令和2年11月現在)。

特別区財政の現状と課題

発 行 令和2年11月 編集発行 特別区長会事務局

東京都千代田区飯田橋 3 - 5 - 1 TEL: 03(5210)9754~62・65・67 (ダイヤルイン)